

農業委員会だより

ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていききたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

新制度に基づく農地の貸借手続きについて

法改正に伴い、農地の貸借については、①農地中間管理機構を経由する農地中間管理事業、②農地法に基づく許可、のどちらからになります。

農地中間管理事業を活用した貸借



手続きについて

貸し借りの手続きは農林創生課で受付します

※ 所有者・耕作者の双方で、期間・賃料などを決める



【問合せ】 農林創生課 農政振興係

農地法第3条による貸借については変更ありません

特別な事情で農地法3条での貸し借りを希望の場合は、農業委員会へご相談ください

手続きについて

申請書、添付書類(登記全部事項証明書、位置図、など)の提出、許可が必要

【問合せ】 農業委員会

農業委員会 総会開催日・申請締切日

農地の賃貸借、売買、転用を行なうには、農業委員会への許可申請、届出が必要です。申請の際は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

月	申請締切	総会
5月	9日(金)	26日(月)
6月	10日(火)	25日(水)
7月	10日(木)	25日(金)
8月	8日(金)	25日(月)
9月	10日(水)	25日(木)
10月	10日(金)	27日(月)
11月	10日(月)	25日(火)
12月	10日(水)	25日(木)
1月	9日(金)	26日(月)
2月	10日(火)	25日(水)
3月	10日(火)	25日(水)

農地を農地以外にするときは農地法の手続きを！

農地転用とは

農地を住宅や資材置場、駐車場など、農地以外に変えることを『農地転用』といいます。一時的に仮事務所や資材置場など利用する場合も転用許可が必要です。

農地は、私たちに欠かせない食料の大切な生産基盤であり大切に守っていく必要があります。このため農地転用には農地法による一定の規制がかけられています。

農地法の制度

農地転用は2種類あります

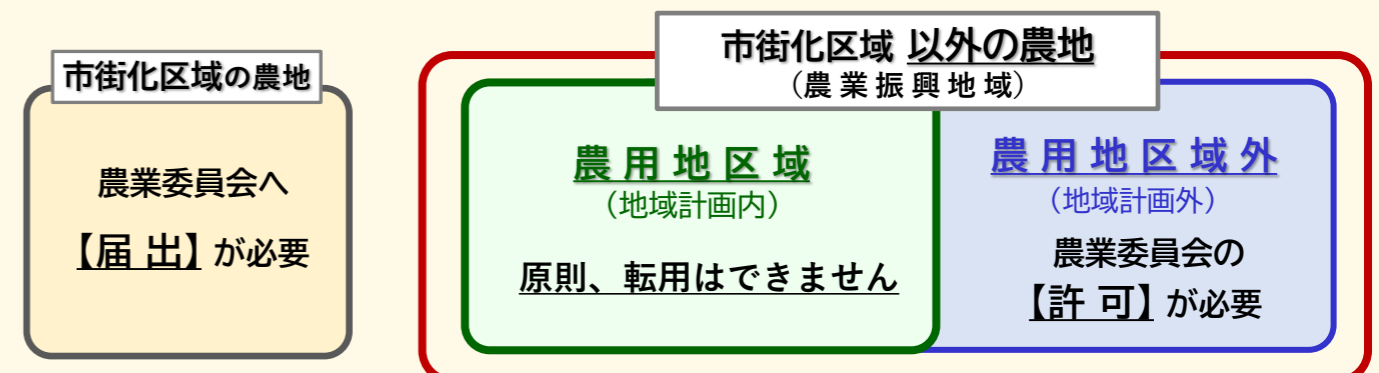
- 農地の所有者が農地を転用する場合. (農地法第4条)
- 農地の所有者から農地を取得(借用)して転用する場合. (農地法第5条)

農地転用の許可、届出について

- 市街化区域の農地は「届出」が必要です。
 - 市街化区域 以外の農地は「許可」が必要です。
 - ①農用地区域外(地域計画外)の農地は「許可」が必要です。
 - ②農用地区域(地域計画内)の農地は、原則、転用はできません。(※)
- (※申請前に「地域計画の変更」「農振除外」等の決定を受けない限り転用できません)

農地法に違反すると

無断で転用したり、計画と違う転用を行った場合は、農地法違反になります。工事中止や原状回復命令がなされる場合や、3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円)の罰金が適用されることもあります。また、許可を受けずに転用した農地は、基本的に追認許可できません。事前に許可を受けてください。



◆詳しくは農業委員会へお問合せください

見附市賃借料情報

令和6年1月から12月の間に締結された農地の賃貸料(10アール当たり)をお知らせします。賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はありません。賃借料を決める場合は、出し手(所有者)と受け手(耕作者)の両者でよく協議したうえで決めてください。

金額(円)

締結(公告) された地域名	平均額			最高額	最低額	件数
	ほ場整備 区域	ほ場整備 区域以外	中山間 地域			
見附	17,000	14,500	11,600	22,000	5,000	152
北谷	18,400	15,300	-	25,000	1,000	238
葛巻	18,200	17,200	-	22,000	5,000	117
新潟	19,200	19,100	-	31,000	7,700	142
上北谷	-	-	10,400	16,000	1,000	139
今町	19,700	17,100	-	30,000	12,000	145
(参考) 市内全域	18,800	16,400	10,900	31,000	1,000	933

- ※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※ 畑は、締結件数が少ないため掲載していません。
- ※ 算出にあたり、著しく低額あるいは高額なデータは除外しています。
- ※ 土地改良区の賦課金(工事費・水利費)のほか、固定資産税、その他の租税は含まれません。
- ※ 法改正により、利用権設定等促進事業(相対契約)は廃止になりました。今後、新規の契約は**農地中間管理機構(通称:農地バンク)**を介した契約になります。農地バンクの契約は、出し手(所有者)、受け手(耕作者)の双方に手数料(賃料の0.5%)がかかります。

農作業賃金等の標準額のお知らせ

春耕期を迎え「令和7年農作業賃金等の標準額」を次のとおり決めました。あくまでも標準額ですので、ほ場の条件等により話し合いのうえ決めてください。

令和7年 農作業賃金等の標準額

作業名		単位	金額(円) ※10アール当たり	備考
作業賃金	田植・稲刈	1日当たり	8,500	
	その他農作業	//	8,500	
	オペレーター	//	13,600	特殊機械を除く
機械作業料金	耕起	10アールほ場	7,200	
		30アールほ場	5,800	
		50アール以上ほ場	5,300	
	耕起から代かきまで	10アールほ場	14,200	
		30アールほ場	11,500	
		50アール以上ほ場	10,300	
	あぜぬり	1m当たり	38	片面ぬり
	防除	10アールほ場	1,300	※1回
	田植	10アールほ場	7,000	
		30アールほ場	5,800	
		50アール以上ほ場	5,800	
	育苗	硬化苗(1箱)	858	※運賃143円
	土壌改良材散布 (肥料散布含む)	10アールほ場	850	1袋(20キログラム)
	稲刈(コンバイン)	10アールほ場	21,000	もみ運搬費、10a当たり、1,400円
		30アールほ場	17,300	全面倒伏30%増し
50アール以上ほ場		15,300	半面倒伏15%増し ほ場の軟弱度20%程度割増	
溝切り	10アールほ場	3,000	1回当たり、乗用方溝切り機、枕地を含めて10 aほ場で2往復、30aで3往復、50aで4往復とする。機械作業のみ、排水口へのつなぎ作業等は委託者とする。	
	30アールほ場	2,600		
	50アール以上ほ場	2,600		
乾燥から調整まで	1俵(60キログラム)	2,000		

◎この表は、消費税込みの価格となっております。(作業賃金を除く)

